

港湾施設使用料等の支払猶予を行います

新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を考慮し、港湾関連事業者の事業継続に対する側面的な支援として、港湾施設使用料等について納入期限を次のとおり延長します。

1 対象料金

(1) 川崎市港湾施設条例第13条に規定する使用料

①係船岸壁、栈橋及び物揚場使用料、②小型油槽船係留施設使用料、③上屋使用料、④倉庫用地使用料、⑤荷さばき地使用料、⑥ふ頭用地使用料、⑦船舶給水設備使用料（自動給水器によるものを除く）、⑧事務所附帯施設使用料、⑨船客待合所使用料、⑩港湾環境整備施設等使用料、⑪駐車施設使用料

(2) 川崎市入港料条例第3条に規定する入港料（川崎港コンテナターミナルを利用する船舶に係るものを除く）

2 対象者

次のいずれかに該当し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い一時的に対象料金を納入期限内に納めることが困難となり、納入期限の延長を希望する者（※個人、法人いずれも対象）

- (1) 上記対象料金の港湾施設の使用許可を受けた者
- (2) 川崎市入港料条例第3条に規定する船舶の運航者

3 納入期限の延長

令和2年6月1日（月）から令和2年9月30日（水）までの間に納入期限が到来する対象料金の納入期限を令和2年11月2日（月）とします。

4 受付開始日

令和2年5月15日（金）

5 申請書の提出先等

川崎市港湾局が発行する申請書に必要事項を記載し、次の部署に提出してください。申請の案内及び申請書は、5月15日（金）に各事業者宛てに送付する納入通知書に同封します。

なお、申請書は川崎市港湾局のホームページからもダウンロードできます。

【港湾局のコロナウイルス関連ページ】

<http://www.city.kawasaki.jp/580/page/0000114914.html>

提出先 〒210-0869 川崎市川崎区東扇島38-1
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

【問合せ先】

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 出本（でもと）

電話 044-200-3065